

第 6 3 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 妊娠期、出生時及び育児期の職員に対して、仕事と育児の両立に資する制度等の周知及び利用の意向確認等を行うため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年 1 1 月国立市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 1 4 中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 8 条を第 1 9 条とする。

第 1 7 条の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 8 条とし、第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 7 条 任命権者は、国立市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年 4 月国立市規則第 1 7 号）第 1 条の 2 第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 国立市職員の育児休業等に関する条例施行規則第1条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。